

岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付要綱施行細則

制定 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付要綱（平成31年制定。以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 この細則における用語の意義は、要綱の例による。

(補助金交付申請時の必要書類)

第2条 要綱第7条に規定する補助金の交付申請は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し
- (2) 前号の書類が無い場合、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの
- (3) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- (4) 補助対象建築物の耐震改修前の耐震診断報告書
- (5) 耐震改修技術者であることを証する書類
- (6) 耐震改修設計見積明細書
- (7) 耐震改修概算見積明細書
- (8) 耐震改修設計及び耐震改修工程表
- (9) 補助対象建築物の所有者が確認できる書類
- (10) 補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書
- (11) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震改修実施に係る決議書
- (12) 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、それら利害関係者からの耐震改修に係る同意書（区分所有建物を除く。）
- (13) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震改修に係る同意書（区分所有建物を除く。）
- (14) 代理者が申請する場合は、委任状
- (15) その他町長が必要と認める書類

2 要綱第6条第1項第2号アただし書きに規定する額の補助を受けようとする者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を必要とする。

- (1) 補助対象建築物の申請者の世帯全員の直近の所得証明書
- (2) 補助対象建築物の申請者の世帯全員の記載がある住民票

3 第2項第1号に掲げる書類のうち、第1項第10号に掲げる書類と重複するものについては添付を省略することができる。

4 第2項第1号に掲げる書類で、証明書に記載された被扶養者においては課税台帳等で所得が無いことを確認できる者に限り、その者の証明書の添付を省略することができる。

(着手届の提出)

第3条 要綱第9条に規定する耐震改修設計及び耐震改修着手の届出は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修着手届（様式第4号）に町長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(耐震改修計画協議時の必要書類)

第4条 要綱第10条に規定する協議は、岬町木造住宅耐震改修計画協議書（様式第5号）に次に掲げ

る書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象建築物の耐震改修計画がわかる図書
- (2) 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書
- (3) 耐震改修見積明細書（耐震改修とその他の部分を分けたもの）
- (4) 耐震改修工程表
- (5) 代理者が申請する場合は、委任状
- (6) その他町長が必要と認める書類

（耐震改修設計及び耐震改修の変更及び中止の手続）

第5条 要綱第11条第1項に規定する変更の承認申請は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修変更承認申請書兼木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付変更申請書（様式第6号）に町長が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修変更届（様式第7号）に町長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（中間検査申請時の必要書類）

第6条 要綱第12条第1項に規定する中間検査の申請は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修中間検査申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 岬町木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- (2) 使用金物及び木材の出荷伝票
- (3) 連続繊維補強材の出荷伝票（使用する場合に限る。）
- (4) 耐震改修に係る工事写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（完了報告時の必要書類）

第7条 要綱第13条に規定する報告は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修完了報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 岬町木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- (2) 中間検査合格証の写し（要綱第12条第1項の規定により町長が工程を指定したものに限る。）
- (3) 耐震改修に係る工事写真
- (4) 耐震改修設計及び耐震改修に要する費用に係る請求書の写し
- (5) 耐震改修設計及び耐震改修に要する費用に係る明細書の写し（耐震改修設計と耐震改修に係る部分を分けたもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金請求時の必要書類）

第8条 要綱第15条に規定する補助金の請求にあたっては、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付請求書（様式第15号）に耐震改修設計及び耐震改修費用の支払に係る領収書の写しを添付のうえ行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

（岬町木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱施行細則等の廃止）

- 2 岬町木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱施行細則（平成30年9月25日制定）及び岬町木造住宅耐震改修補助金交付要綱施行細則（平成20年7月1日制定）は、廃止する。